

令和 6 年 10 月 27 日 執行

飯 豊 町 長 選 挙

出納責任者の手引き

【改定版】

飯豊町選挙管理委員会

目 次

1. 出納責任者について	1
2. 選挙運動費用の制限	3
3. 報酬及び実費弁償一覧表	4
4. 選挙運動費用収支報告書の提出	5
5. 選挙運動費用収支報告書の記載要領	6
選挙運動費用収支報告書の提出に当たっての留意事項について(総務省事務連絡)	9
選挙運動費用収支報告書記入例(総務省ホームページから引用)	11

※法：公職選挙法をいう

1. 出納責任者について

候補者の選挙運動に関するすべての収支について一切の責任を負うべき人が「出納責任者」であり、選挙運動費用に関して全面的な責任と権限を持ちます。

① 出納責任者の選任及び届出(法 180 条)

- ・ 出納責任者を選任したときは、文書で選挙管理委員会に届け出なければなりません。
- ・ 出納責任者は、候補者が選任します。候補者自身が出納責任者となることもできます。
- ・ 推薦届出の場合は、候補者の承諾を得て出納責任者を選任し、あるいは自ら出納責任者となることができます。

② 出納責任者の解任及び辞任(法 181 条)

- ・ 候補者は、文書で通知することによって出納責任者を解任することができます。出納責任者を選任した推薦届出者もまた解任することができます。この場合は、候補者の承諾を得なければなりません。
- ・ 出納責任者は、文書で候補者及び選任者に通知することによって、辞任することができます。
- ・ 解任又は辞任した場合は、後任の者に直ちに事務の引継ぎを行わなければなりません。

③ 出納責任者の異動(法 182 条)

- ・ 出納責任者に異動があったときは、直ちに文書で選挙管理委員会に届け出なければなりません。

④ 届出前の寄附の受領及び支出の禁止(法 184 条)

- ・ 出納責任者(職務代行者を含む。)は、選任届出がなされた後でなければ、候補者のために寄附を受け又は支出することができません。

⑤ 出納責任者の職務

(1) 会計帳簿(会計簿)の備付及び記載(法 185 条)

- ・ 会計帳簿(収入簿と支出簿)を備え付け、選挙運動に関する寄附その他の収入及び支出を記載しなければなりません。金銭以外のときは、時価に見積もった金額を記載することになります。

(2) 立候補準備のために要した支出の精算(法 187 条第 2 項)

- ・ 立候補準備のために要した支出で、候補者又は出納責任者となった者が支出し、又は他の者がこれらの者と意思を通じて支出したものは、その就任後直ちに候補者又は支出者について精算し、会計帳簿に記載しなければなりません。

(3) 寄附の明細書の受領(法 186 条)

- ・ 出納責任者以外の者で候補者のために選挙運動に関する寄附を受けた者は、寄附を受けた日から 7 日以内に、寄附者の氏名、住所及び職業並びに金額及び年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければなりません。
- ・ 候補者が立候補届出前に受けたものについては、立候補届出後、直ちに明細書を出納責任者に提出しなければなりません。

(4) 領収書等の徴収(法 188 条)

- ・ 出納責任者は、選挙運動に関するすべての支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他の支出を証明する書面を徴収しなければなりません。

(5) 出納責任者の支出権限(法 187 条第 1 項)

- ・ 選挙運動に関する費用は、出納責任者でなければ支出することができません。ただし、立候補準備のために要する支出(運動用ポスター、看板等の作製費用、選挙公報等)、電話やインターネットによる選挙運動に要する支出及び出納責任者の文書による承諾を得た支出はその限りではありません。

(6) 帳簿及び書類の保存(法 191 条)

- ・ 会計帳簿、明細書、領収書その他の支出を証する書類を、収支報告書の提出の日から 3 年間保存しなければなりません。

2. 選挙運動費用の制限

公職選挙法では選挙運動費用の最高額を定めて、その範囲でなければ費用を支出できないこととしています。これを超えて支出をし、又はさせたときは、出納責任者が処罰され、原則的には連座制により、候補者の当選も無効になる場合があります。

① 選挙運動費用の法定制限額

選挙運動のために使い得る費用の最高額(法定制限額)は、公職選挙法の規定に基づき算出します。その額は、選挙期日の告示の日(10月22日)に選挙管理委員会が告示するとともに、立候補届出の際にお知らせします。

(令和6年9月2日現在で試算した場合)

$$\begin{aligned} \text{法定限度額} &= \text{人数割額}(110 \text{円}) \times \text{告示日の名簿登録者数}(5,463 \text{人}) + \text{固定額}(130 \text{万円}) \\ &= 1,900,930 \text{円} \end{aligned}$$

∴ 1,901,000円(百円未満切上)

② 選挙運動費用に算入されないもの

次に掲げるものは、選挙運動に関する支出とはみなされないので、算入する必要はなく、収支報告書に記載する必要はありません。

- (1) 立候補準備のために要した支出で、候補者又は出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの
- (2) 立候補届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの
- (3) 候補者が乗車する自動車等のために要した支出
- (4) 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出
- (5) 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料(ただし、消費税は選挙運動費用に含む。)
- (6) 確認団体が行う選挙運動のために要した支出
- (7) 選挙運動用自動車を使用するために要した支出
- (8) 供託金

3. 報酬及び実費弁償一覧表

選挙運動員、事務員、車上運動員等、労務者に支給することができる報酬及び実費弁償額は、次のとおりです。

区分	報酬	実費弁償			
		鉄道賃 船賃 車賃	宿泊料	弁当代	茶菓代
選挙運動員	支給することができない。	実費額	1夜につき1万2千円 (食事料2食分を含む)	・1食につき1千円 ・1日につき3千円 (弁当を提供した場合は、この報酬額から提供した弁当の実費額を差し引いた額以内)	1日につき500円
選挙運動のために使用する事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆者 1日9人まで (期間を通じて45人まで)	・1人1日につき事務員にあつては1万円以内 ・車上運動員、手話通訳者及び要約筆者にあつては1万5千円以内(超過勤務手当は支給することができない)				
労務者	・1人1日につき1万円以内 ・超過勤務手当は、上記の額の5割以内 (弁当を提供した場合は、この報酬額から提供した弁当の実費額を差し引いた額を支給する)		1夜につき1万円 (食事料を含まない。)	支給することができない	支給することができない
(注) ・支出の限度額及び選挙運動員等に支給される実費弁償の額は、消費税相当額を含む。 ・実費弁償は、実際に要した額を超えて支給してはならない。 ・労務者に対する茶菓料の実費弁償はできないが、通常用いる程度の茶菓は提供することができる。					

4. 選挙運動費用収支報告書の提出

出納責任者は、選挙運動に関してされた寄附その他の収入及び支出に関する事項を記載した「収支報告書」を選挙管理委員会に提出しなければなりません。

① 収支報告書の提出期限(法 189 条)

- ・ 選挙期日の告示日前までなされた分、選挙期日の告示日から選挙期日までなされた分、及び選挙期日の経過後になされた分を併せて精算し、選挙期日から 15 日以内(令和 6 年 11 月 11 日午後 5 時まで)に提出しなければなりません。
- ・ 上記提出後になされた収入(寄附その他の収入)及び支出について、その収入、支出があった日から 7 日以内にその都度提出しなければなりません。

② 添付書類(法 189 条)

- ・ 収支報告書には、領収書の写し又はその他の支出を証する書面の写しを添付しなければなりません。(金額、年月日、支出の目的を記載したもので、各費目順に整理して提出してください。)
- ・ 領収書等を徴し難い事情があったときは、その旨、支出の金額、年月日、支出の目的を記載した書面の添付が必要です。(「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」に記載してください。)

5. 選挙運動費用収支報告書の記載要領

選挙運動に関する全ての寄附及びその他の収入は、「収入簿」に記載しなければなりません。
選挙運動に関する支出は適宜判断して、費目別に 10 項目に区分し、月日順に記載します。
選挙運動に関する費用であれば、必ず計上しなければなりません。

① 収入(法 179 条第 1 項)

- ・ 種別欄には、「寄附」、「その他の収入」の区別を記載してください。
- ・ 寄附(法 179 条第 2 項)は、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費、その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいいます。例えば、拡声器や選挙事務所に使う家屋を無料で借りたときは、通常支払わなければならない借上料を支払わずにすむ利益があるので、その借上料に相当するものが寄附となります。
- ・ その他の収入は、自己資金、借入金等を選挙運動費用に充てる場合をいいます。
- ・ 「月日」の欄には、実際に収入のあった日を記載します。「収入の約束」の場合は、その約束の日を記載してください。

② 支出(法 179 条第 3 項)

- ・ 金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束をいいます。例えば、拡声機や選挙事務所に使う家屋を無料で借りたときは、これを時価に見積もって寄附として収入に計上するとともに、同額を支出として計上しなければなりません。
- ・ 「月日」の欄には、実際に支出した日を記載します。「支出の約束」の場合は、その約束の日を記載してください。例えば、立候補する前に、選挙事務所を借上げ契約した場合、選挙運動用通常葉書の印刷の発注をした場合等は、その契約及び発注の日を記載してください。
- ・ 「区分」の欄には、立候補届出の前日(令和 6 年 10 月 21 日)までの支出を「立候補準備」、立候補届出日(令和 6 年 10 月 22 日)以後の支出を「選挙運動」と記載してください。

③ 費目別記載要領

選挙運動に関するすべての支出は、次の 10 項目に分けて記載しなければなりません。

(1) 人件費

- ・ 選挙運動のために使用する事務員、車上運動員、手話通訳者、要約筆記者及び労務者に対する報酬等を記載します。
- ・ 選挙期日後の残務整理のために使用した労務者、事務員に対する報酬は、選挙運動に関する支出とみなされないもの(法 197 条 1 項 4 号)であり記載する必要はありません。
- ・ 候補者が労務に従事しても、候補者自身の人件費という考え方はないので、記載する必要はありません。

(2) 家屋費

- ・ 選挙事務所費には、選挙事務所自体のほか、机など備品の借上料、電話の架設費等を記載します。
- ・ 候補者の自宅を選挙事務所に使用した場合は、選挙運動費用に算入する必要はありませんが、備品購入やリースがあれば記載します。
- ・ 選挙事務所の無償提供を受ける場合は、近隣の家賃等を勘案した時価を寄附及び支出と両方に計上しなければなりません。
- ・ 集合会場費として、個人演説会場及び演説会場用備品の借上料等を記載します。

(3) 通信費

- ・ 事務上の連絡のための郵便、電報に要する費用(事務連絡用に限る)、電話の借上料や通話料等を記載します。

(4) 交通費

- ・ 選挙運動員、事務員、車上運動員、手話通訳者、要約筆記者及び労務者についての交通費(実費弁償額)を記載します。ただし、候補者の交通費については、選挙運動費用に算入されません。
- ・ 選挙運動用自動車に使用するために要した自動車借上料、ガソリン代、オイル代、運転手の報酬等は、選挙運動費用とみなされないため、記載の必要はありません。

(5) 印刷費

- ・ 選挙運動のために使用するポスター、ビラ及び葉書の印刷費等を記載します。ポスター、ビラの作成については、公費負担の対象ですが、選挙運動費用に算入し、収支報告書に記載して報告する必要があります。

(6) 広告費

- ・ 立札、看板、ちょうちん、たすき及び拡声機の費用、看板の作成費等のほか、新聞広告の費用を記載します。

(7) 文具費

- ・ 選挙運動のために使用する紙、筆、墨、その他選挙事務のために使用した消耗品等の費用を記載します。

(8) 食糧費

- ・ 選挙事務所で提供する湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子に要した費用を記載します。
- ・ 法令で認められた範囲内で選挙運動員、事務員、車上運動員、手話通訳者、要約筆記者及び労務者に対し支給する弁当料を記載します。

(9) 宿泊費

- ・ 候補者、選挙運動員について生じる休憩及び宿泊に要した費用を記載します。

(10) 雑費

- ・ 暖房用灯油代、ガス代、電気料、水道料を記載します。このほか雑費として記載するものは、選挙運動の状況により異なります。例えば、看板の作成の場合、看板屋に請け負わせたときは広告費に記載しますが、材料を購入して労務者が作成したときは、その賃金は人件費に、木材やトタン等の材料代は雑費に、墨代や塗料代は文具費に記載します。

事 務 連 絡
令和 5 年 2 月 1 6 日

各都道府県選挙管理委員会事務局 御中

総務省自治行政局選挙部管理課

選挙運動費用収支報告書の提出に当たっての留意事項について

各選挙管理委員会においては、出納責任者から、選挙運動費用収支報告書や領収書等の写しなど収支報告書に併せて提出すべき書面を提出していただくにあたって、手引や記載上の注意事項などを作成、配布しているものと承知しております。

選挙運動費用収支報告書については、記載が必要な事項、様式等が法令で規定されております（公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 1 8 9 条並びに公職選挙法施行規則（昭和 2 5 年総理府令第 1 3 号）第 3 0 号様式及び第 3 1 号様式）。また、領収書等については、公職選挙法上、「支出の金額」、「年月日」及び「目的」を記載したものとされており、収支報告書を提出するときは、法令上の要件を満たした領収書等の写しの提出が必要となります。

こうした点について、手引などを活用され、引き続き周知されるようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村の選挙管理委員会に対しても、この旨周知するようお願いいたします。

○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）

（領収書等の徴収及び送付）

第百八十八条 出納責任者又は公職の候補者若しくは出納責任者と意思を通じてそのために支出をした者は、選挙運動に関するすべての支出について、支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他の支出を証すべき書面を徴さなければならない。但し、これを徴し難い事情があるときは、この限りでない。

2 公職の候補者又は出納責任者と意思を通じてそのために支出をした者は、前項の書面を直ちに出納責任者に送付しなければならない。

（選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出）

第百八十九条 出納責任者は、公職の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出について、第百八十五条第一項各号に掲げる事項を記載した報告書を、前条第一項の領収書その他の支出を証すべき書面の写し（同項の領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難い事情があつたときは、その旨並びに当該支出の金額、年月日及び目的を記載した書面又は当該支出の目的を記載した書面並びに金融機関が作成した振込みの明細書であつて当該支出の金額及び年月日を記載したものの写し）を添付して、次の各号の定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）に提出しなければならない。

一 当該選挙の期日の公示又は告示の日前まで、選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日まで及び選挙の期日経過後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、これを併せて精算し、選挙の期日から十五日以内に

二 前号の精算届出後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、その寄附及びその他の収入並びに支出がなされた日から七日以内に

2 前項の報告書の様式は、総務省令で定める。

3 第一項の報告書には、真実の記載がなされていることを誓う旨の文書を添えなければならない。

選挙運動用収支報告書記入例
(総務省ホームページから引用)

選 挙 運 動 費 用 収 支 報 告 書

1 令和4年 ○月 ○日執行 参議院比例代表選出議員選挙

2 公職の候補者 住 所 **北海道札幌市中央区北三条西六丁目四番**

氏 名 **北 海 一 子** ←

戸籍上の氏名を記載すること

参議院名簿届出政党等の名称 **名簿届出党**

3 ○月○日から (第 1回分)
○月○日まで

個人の場合は必ず職業を記載すること

4 収入の部 (甲)

月 日	金額又は見積額	種 別	寄 附 を し た 者			金 銭 以 外 の 寄 附 及 び そ の 他 の 収 入 の 見 積 の 根 拠	備 考
			住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
○月○日	1,000,000 円	その他の収入					自己資金
○月○日	170,000	寄 附	〇〇県〇〇市〇〇町〇番地	甲 山 一 郎	無 職	無償労務従事 〇月〇日~〇月〇日 〇日間	
○月○日	400,000	寄 附	〇〇県〇〇市〇〇町〇番地	乙 山 七 子	無 職		
○月○日	17,000	寄 附	〇〇県〇〇市〇〇町〇番地	乙 田 五 郎	農 業	無償借上(机、イス)	
○月○日	170,000	寄 附	〇〇県〇〇市〇〇町〇番地	乙 田 五 郎	農 業	無償車上運動員 〇月〇日~〇月〇日 〇日間	
○月○日	10,000	寄 附	〇〇県〇〇市〇〇町〇番地	名簿届出党〇〇支部	政 党	無償提供(ファックス)	
○月○日	234,000	寄 附	〇〇県〇〇市〇〇町〇番地	甲 田 六 子	商 業		
○月○日	20,000	寄 附	〇〇県〇〇市〇〇町〇番地	名簿届出党〇〇支部	政 党	無償提供(コピー機)	
○月○日	10,000	寄 附	〇〇県〇〇市〇〇町〇番地	名簿届出党〇〇支部	政 党	無償提供(紙)	
小計	寄 附	1,031,000					
	その他の収入	1,000,000					
	計	2,031,000					

4 収入の部 (丙)

月 日	金額又は見積額	種 別	寄 附 を し た 者			金 銭 以 外 の 寄 附 及 び そ の 他 の 収 入 の 見 積 の 根 拠	備 考
			住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
	円						
小 計	寄 附						
	その他の収入						
	計						
計	寄 附	1,031,000	←	陣中見舞、寄附、労務の無償提供 等の合計額を記載すること。			
	その他の収入	1,000,000	←				
	計	2,031,000			自己資金、借入金等の合計額を 記載すること		
前 回 計	寄 附						
	その他の収入						
	計						
総 額	寄 附	1,031,000					
	その他の収入	1,000,000					
	総 計	2,031,000					

参 考	公費負担相当額 970,000 円 (内訳)ポスター作成費 400,000 円、選挙運動用通常葉書作成費 150,000 円 ビラ作成費 400,000 円、選挙事務所用立札、看板作成費 20,000 円
-----	---

5 支出の部 (甲)

月 日	金額又は見積額	区 分	支出の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の支出 の見積の根拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
(一)人件費		円						
○月○日	170,000	選挙運動	人夫費	〇〇県〇〇市〇〇町〇番地	甲 山 一 郎	無 職	無償労務従事 〇月〇日~〇月〇日 〇日間	
○月○日	170,000	選挙運動	報 酬	〇〇県〇〇市〇〇町〇番地	乙 川 二 郎	会 社 員	事務員 〇月〇日~〇月〇日 〇日間	
○月○日	70,000	選挙運動	報 酬	〇〇県〇〇市〇〇町〇番地	丙 田 三 郎	無 職	事務員 〇月〇日~〇月〇日 〇日間	
○月○日	150,000	選挙運動	報 酬	〇〇県〇〇市〇〇町〇番地	甲 川 四 郎	会 社 員	事務員 〇月〇日~〇月〇日 〇日間	
○月○日	170,000	選挙運動	人夫費	〇〇県〇〇市〇〇町〇番地	乙 田 五 郎	農 業	無償車上運動員 〇月〇日~〇月〇日 〇日間	
○月○日	170,000	選挙運動	報 酬	〇〇県〇〇市〇〇町〇番地	丙 山 六 郎	農 業	車上運動員 〇月〇日~〇月〇日 〇日間	
○月○日	100,000	選挙運動	報 酬	〇〇県〇〇市〇〇町〇番地	甲 田 七 郎	商 業	手話通訳者 〇月〇日~〇月〇日 〇日間	
○月○日	100,000	選挙運動	報 酬	〇〇県〇〇市〇〇町〇番地	乙 山 八 郎	商 業	要約筆記者 〇月〇日~〇月〇日 〇日間	
人 件 費 計		1,100,000						
(二)家屋費				労務等の無償提供については、 「人夫費」と記入すること				
(イ)選挙事務所費								
○月○日	17,000	選挙運動	机・イス借上料	〇〇県〇〇市〇〇町〇番地	乙 田 五 郎	農 業	無償借上	
○月○日	392,000	選挙運動	選挙事務所借上料	〇〇県〇〇市〇〇町〇番地	〇〇不動産	不 動 産		賃貸借契約締結 〇月〇日支払予定
○月○日	10,000	立候補準備	パソコン設置費用	〇〇県〇〇市〇〇町〇番地	〇〇通信	通 信 業		
(ロ)集会会場費								
○月○日	163,000	選挙運動	会場費	〇〇県〇〇市〇〇町〇番地	〇〇ホテル	ホ テ ル 業		
家 屋 費 計		582,000						
(三)通信費								
○月○日	10,000	選挙運動	ファックス使用料	〇〇県〇〇市〇〇町〇番地	名簿届出党〇〇支部	政 党	無償提供	
○月○日	20,000	選挙運動	コピー機使用料	〇〇県〇〇市〇〇町〇番地	名簿届出党〇〇支部	政 党	無償提供	
○月○日	4,000	選挙運動	インターネット通信料	〇〇県〇〇市〇〇町〇番地	〇〇通信	通 信 業		
通 信 費 計		34,000						
小 計	立候補準備の ための支出	10,000						
	選挙運動の ための支出	1,706,000						
	計	1,716,000						

5 支出の部 (甲)

月 日	金額又は見積額	区 分	支出の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の支出 の見積の根拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
(四)交通費	円							
○月○日	5,000	選挙運動	電車賃	〇〇県〇〇市〇〇町〇番地	〇〇 駅			
○月○日	6,000	選挙運動	電車賃	〇〇県〇〇市〇〇町〇番地	〇〇 駅			
人件費計	11,000							
(五)印刷費								
○月○日	400,000	立候補準備	ポスター印刷	〇〇県〇〇市〇〇町〇番地	〇△プリント	印刷業		公費負担対象 〇月〇日支払予定
○月○日	150,000	立候補準備	葉書印刷	〇〇県〇〇市〇〇町〇番地	〇△プリント	印刷業		公費負担対象 〇月〇日支払予定
○月○日	400,000	立候補準備	ビラ印刷	〇〇県〇〇市〇〇町〇番地	〇△プリント	印刷業		公費負担対象 〇月〇日支払予定
○月○日	134,000	選挙運動	選挙運動原稿印刷	〇〇県〇〇市〇〇町〇番地	〇△プリント	印刷業		
印刷費計	1,084,000							
(六)広告費								
○月○日	20,000	立候補準備	事務所看板代	〇〇県〇〇市〇〇町〇番地	〇×工藝社	看板業		公費負担対象 〇月〇日支払予定
○月○日	100,000	立候補準備	ホームページ作成費	〇〇県〇〇市〇〇町〇番地	〇〇通信	通信業		
広告費計	120,000							
(七)文具費								
○月○日	10,000	選挙運動	紙代	〇〇県〇〇市〇〇町〇番地	名簿届出党〇〇支部	政党	無償提供	
文具費計	10,000							
(八)食料費								
○月○日	6,000	選挙運動	弁当代30人	〇〇県〇〇市〇〇町〇番地	△〇食堂	看板業		
○月○日	4,000	選挙運動	弁当代20人	〇〇県〇〇市〇〇町〇番地	ドライブイン△△	通信業		
食料費計	10,000							
小計	立候補準備のための支出	1,070,000						
	選挙運動のための支出	165,000						
	計	1,235,000						

5 支出の部 (乙)

月 日	金額又は見積額	区 分	支出の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の支出 の見積の根拠	備 考
				住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地	氏名又は団体名	職 業		
(九) 宿泊費		円						
○ 月 ○ 日	36.000	選挙運動	宿泊代3人分	〇〇県〇〇市〇〇町〇番地	ホテル×△	ホテル		
休 泊 費 計		36.000						
(十) 雑費								
○ 月 ○ 日	8.000	選挙運動	電気代	〇〇県〇〇市〇〇町〇番地	〇〇電力	電力会社		
○ 月 ○ 日	5.000	選挙運動	ガス代	〇〇県〇〇市〇〇町〇番地	〇〇ガス	ガス会社		
○ 月 ○ 日	1.000	選挙運動	銀行振込手数料	〇〇県〇〇市〇〇町〇番地	〇〇ガス	ガス会社		
雑 費 計		14.000						
小 計	立候補準備の ための支出							
	選挙運動の ための支出	50.000						
	計	50.000						
計	立候補準備の ための支出	1.080.000						
	選挙運動の ための支出	1.921.000						
	計	3.001.000						
前 回 計	立候補準備の ための支出							
	選挙運動の ための支出							
	計							
総 額	立候補準備の ための支出	1.080.000						
	選挙運動の ための支出	1.921.000						
	総 計	3.001.000						

5 支出の部（丙）

	項目	単価（A）	枚数（B）	金額（（A）×（B）＝（C））
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	6.0 円	25,000 枚	150,000 円
	ビラの作成	4.0 円	58,750 枚	400,000 円
	ポスターの作成	25 円	16,000 枚	400,000 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	10,000 円	2 枚	20,000 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	円	枚	円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	円	枚	円
	計			970,000 円

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作製したものであって、真実に相違ありません。

令和 ○年 ○月 ○日

出納責任者 住 所 東京都千代田区霞ヶ関2丁目1番1号
氏 名 収 支 四 郎

備 考

- 1 収入の部においては、一件1万円を超えるものについては各件ごとに記載し、一件1万円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を一欄に記載するものとする。なお、寄附については、一件1万円以下のものについても必要に応じて各件ごとに記載してさしつかえない。
- 2 収入の部中「種別」欄には、寄附金、その他の収入の区別を明記するものとする。
- 3 収入の部中「参考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額（選挙運動用通常葉書、ビラ若しくはポスターの作成、選挙事務所、選挙運動用自動車等若しくは個人演説会場の立札及び看板の類の作成又は政見放送のための録画等に係るものをいう。以下同じ。）に記載するものとし、また、その他の参考となる事項を記載することができるものとする。
- 4 支出の部中「区分」の欄には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用との区別を明記するものとする。
- 5 支出の部中「支出のうち公費負担相当額」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額を記載するものとする。ただし、各項目において二以上の契約がある場合には、契約ごとに欄を追加して記載するものとする。
- 6 精算届後の報告書にあつては、「収入の部」「支出の部」ともに前回報告した金額をあわせて総額の欄に記載するものとする。
- 7 収入の部の記載については第三十号様式収入簿の備考中2から6までの例により、支出の部の記載については同様式支出簿の備考中3から9までの例によるものとする。
- 8 出納責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、出納責任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

領収書等を徴し難い事情があつた支出の明細書

(甲)

支出の年月日	支出の金額	区 分	支出の目的	領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難かつた事情
(一)人件費	円			
○月○日	170.000	選挙運動	人 夫 費	労務の無償提供のため
○月○日	170.000	選挙運動	人 夫 費	労務の無償提供のため
(二)家屋費				
(イ)選挙事務所費				
○月○日	17.000	選挙運動	机・イス借上料	無償借上のため
(三)通信費				
○月○日	10.000	選挙運動	ファックス使用料	無償提供のため
○月○日	20.000	選挙運動	コピー機使用料	無償提供のため
(四)交通費				
○月○日	5.000	選挙運動	電 車 賃	領収書を発行しないため
○月○日	6.000	選挙運動	電 車 賃	領収書を発行しないため
(五)印刷費				
○月○日	400.000	立候補準備	ポスター印刷	公費負担のため
○月○日	150.000	立候補準備	葉書印刷	公費負担のため
○月○日	400.000	立候補準備	ビラ印刷	公費負担のため

(丙)

支出の年月日	支出の金額	区 分	支出の目的	領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難かつた事情
(六)広告費				
○月○日	20,000	立候補準備	事務所看板代	公費負担のため
(七)文具費				
○月○日	10,000	選挙運動	紙代	無償提供のため
(十)雑費				
○月○日	5,000	選挙運動	ガス代	銀行振込のため
○月○日	1,000	選挙運動	銀行振込手数料	領収書を発行しないため

- 1 令和4年 ○月 ○日執行 参議院比例代表選出議員選挙
- 2 公職の候補者 氏名 **北海一子**
参議院名簿届出政党等の名称 **名簿届出党**
- 3 出納責任者 氏名 **収支四郎**

備考

- 1 「区分」の欄には、立候補準備のために要した費用及び選挙運動のために支出した費用の区分を明記するものとする。
- 2 「支出の目的」の欄には、支出の目的（謝金、人夫賃、家屋贈与等）、員数等を記載するものとする。

振込明細書に係る支出目的書

支出の費目	支出の目的
(十)雑費	ガス代

1 令和 年 ○ 月 ○ 日執行 参議院比例代表選出議員選挙

2 公職の候補者 氏名 北海一子

参議院名簿届出政党等の名称 名簿届出党

3 出納責任者 氏名 収支四郎

備考

- 「支出の費目」の欄には、(一)人件費(二)家屋費((イ)選挙事務所費(ロ)集会会場費等)(三)通信費(四)交通費(五)印刷費(六)広告費(七)文具費(八)食料費(九)休泊費(十)雑費の区別を記載するものとする。
- 「支出の目的」の欄には、支出の目的(謝金、人夫賃、家屋贈与等)、員数等を記載するものとする。
- 支出の目的ごとに別葉とするものとする。
- 支出の目的に対応する振込明細書の写しと併せて提出するものとする。

振込明細書に係る支出目的書

支出の費目	支出の目的
(十)雑費	銀行振込手数料

1 令和4年 ○ 月 ○ 日執行 参議院比例代表選出議員選挙

2 公職の候補者 氏名 **北海一子**

参議院名簿届出政党等の名称 **名簿届出党**

3 出納責任者 氏名 **収支四郎**

備考

- 「支出の費目」の欄には、(一)人件費(二)家屋費((イ)選挙事務所費(ロ)集会会場費等)(三)通信費(四)交通費(五)印刷費(六)広告費(七)文具費(八)食料費(九)休泊費(十)雑費の区別を記載するものとする。
- 「支出の目的」の欄には、支出の目的(謝金、人夫賃、家屋贈与等)、員数等を記載するものとする。
- 支出の目的ごとに別葉とするものとする。
- 支出の目的に対応する振込明細書の写しと併せて提出するものとする。

参議院比例代表選出議員選挙候補者の 選挙運動に関する収支報告書要旨

1 令和4年〇月〇日執行 参議院比例代表選出議員選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

〇〇 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	北海一子	参議院名簿 届出政党等の名称	名簿届出党	令和〇年〇月〇日から 期間 第1回分 令和〇年〇月〇日まで
出納責任者氏名	収支四郎			

収入			支出	
主たる寄附	職業	寄附額	費目	金額
氏名・団体名				
甲山一郎	無職	170.000 円	人件費	1,100.000 円
乙山七子	無職	400.000	家屋費	582.000
乙田五郎	農業	170.000	選挙事務所費	419.000
甲田六子	商業	234.000	集会会場費	163.000
			通信費	34.000
			交通費	11.000
			印刷費	1,084.000
			広告費	120.000
			文具費	10.000
			食糧費	10.000
			休泊費	36.000
			雑費	14.000
その他の寄附	4 件	57.000		
その他の収入		1,000.000		
今回計		2,031.000	今回計	3,001.000
前回計			前回計	
総計		2,031.000	総計	3,001.000

支出のうち 公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	150.000 円
	ビラの作成	400.000 円
	ポスターの作成	400.000 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	20.000 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	円
	計	970.000 円

報告書受理年月日	令和〇年〇月〇日	第1回報告分
----------	----------	--------

備考

- 「主たる寄附」の欄には、寄附のうち寄附者別の寄附額が3万円以上のものについて記載するものとし、「その他の寄附」の欄には、これらの寄附以外の寄附について、その総計を何件 何円と一括記載するものとする。
- 寄附の欄が足りない場合には、欄を半分に区切り記入するか、または別紙に記載のうえ貼付してもよい。
- 専ら在外選挙人の投票に関してする選挙運動で国外においてする支出については、支出の各欄ごとに外書として括弧を付して記載するものとする。